

電氣局に派したるも途中にて警視廳の手に檢束せられたり。されば更に第二交渉委員六各を擧げ再び電氣局に向はしめたるも同委員等の歸還に先立ち、午後一時二百名の警官の警戒裡に解散の嚴命を受けたり。

(一) 監代、乗務員の對遇を區別する事なく公平、平等を期する事。(二) 八時間制の實施。(三) 日給八十錢。(四) 月手當二十六圓以上(五) 一時間居残は二割増。二時間以上は五割増。四時間以上に互るを得ず。

警視廳は成るべく早く罷業を終熄せしむる爲めには、罷業従業員の集會を禁ずるに如かずとなせるもの、如く、罷業に入りて、各支部の催したる大小の集會は其筋の禁壓を受け、従つて積雲寺解散後は罷業本部ともなすべき集會を作るに由なく、加之二十五日夜來警視廳の活動に依り本部員の大部分及各支部の有力者續々として檢束せられ、罷業従業員等はその指揮者を失ひて各支部間の聯絡も全く不能に陥り、罷業の形勢益々不利に向へり。かくて集會の望みなきを知りて之を斷念せる彼等の中には、小團を成して或は活動寫眞館に入り或は龜有、松戸、大宮、鴻の巣等に落延びて善後策を協議したるものすらありき。

### △新聞の態度

罷業従業員活動に對して最大の打撃は罷業に對する東京市に於ける各新聞の態度に在りき。當

時各新聞の罷業を非難したるは従業員の罷業理由の不明なりしにも據るべけれども、一は罷業の爲めに多大の迷惑と不便を蒙れる讀者階級に對する思惑なりしなり。されば、岡警視總監の徹底的檢舉の聲明を始め、彼の工兵隊の出勤説、早稻田工手學校生徒の運轉志願等、電氣局の新聞に對する宣傳大に奏效して罷業者側の氣勢漸く挫け、罷業第三日は三田車庫従業員の大半復職したるを始め各線の復業者續出し其數千五百名に達し、運轉車輛數二百七十臺に達したり。

### △杉原氏調停の依頼を受けし事情

然るに、廿五日夜、杉原氏を訪問せんとしたる途次中西氏に同行したる組合員某は、中西氏檢束せられたるより、翌廿六日午前神田仲猿樂町、明治會館のS・M・U本部に杉原氏を訪ね、中西氏が杉原氏を介してS・M・Uの顧問河津博士に調停を依頼せんとする意志あることを告げれば、杉原氏は直ちに中野なる河津博士邸に赴き、中西氏の意中を傳へたる所、同博士は「罷業従業員と當局との鬨争に關し殆んど知る所なきを以て、調停に起つは無理なり、却つて多くの事情に通せる君が奔走されては如何」との意思に、杉原氏は「各支部代表者の集會を求め、従業員側の希望あらば博士に代つて調停に起つを辭せざるべし」とて夕刻明治會館に引返したり。而して、S・M・Uの一事業たる小學校教員組合に斡旋しつゝありし原田實氏(中西氏入獄中代理々専長たりし人)に顛末を報告すべく來れる殘存幹